

議案第 5 0 号

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 3 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例
(平成 3 0 年山陽小野田市条例第 2 9 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 5 0 号参考資料

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(固定資産税の課税免除) 第 3 条 市長は、促進区域内において、<u>令和 1 0 年 3 月 3 1 日</u>までに、対象施設を設置した事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除することができる。	(固定資産税の課税免除) 第 3 条 市長は、促進区域内において、<u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u>までに、対象施設を設置した事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除することができる。